

令和6年度放課後児童クラブ(学童クラブ)新規入所案内

【問】 ことども課 ☎889-7028

放課後児童クラブ(学童クラブ)新規入所の申込み受付が開始されます。

▶**受付期間** 令和6年1月4日(木)～令和6年1月18日(木)

▶**必要書類** 各放課後児童クラブ・役場ことども課で配布中
※町ホームページからもダウンロード出来ます。

▶**受付場所** 各放課後児童クラブへ直接申込



学童クラブ一覧

	施設名	所在地	電話番号	小学校区
1	みやび学童クラブ	字大名356-6	098-889-2009	北丘小学校
2	よなは学童クラブ	字与那覇154-1	098-851-7674	
3	よなは第2学童クラブ	字与那覇154-1	098-851-7674	
4	北丘学童クラブ	字宮平314-1(1F)	098-888-4089	
5	第2北丘学童クラブ	字宮平314-1(2F)	080-1797-9045	
6	学童クラブVI-VA	字宮平499	098-888-0052	
7	こもれび学童	字兼城64-3	098-851-3957	南風原小学校
8	いろは児童クラブ	字兼城106	098-889-5637	
9	みつば児童クラブ	字兼城149	090-3795-5141	
10	キッズクラブ カナカナ	字宮平746(2F)	080-8555-9751	
11	キッズクラブLink	字宮平746(2F)	080-2773-4751	
12	ドルチェ学童クラブ	字兼城713-4(1F)	098-889-7801	
13	正道スマイリークラブ	字兼城134(2F)	080-6493-1813	翔南小学校
14	いこい学童クラブ	字本部485-5	098-889-0008	
15	いこい第2学童クラブ	字本部351-3	090-9780-0151	
16	翔南学童クラブ	字照屋31-1	080-8553-5837	
17	みつわ学童クラブ	字照屋308-6	098-987-4550	津嘉山小学校
18	学童クラブ うーまく家	字津嘉山310	098-851-7912	
19	竹の子学童クラブ	字津嘉山192	080-3958-4214	
20	第二竹の子学童クラブ	字津嘉山513	098-996-3097	
21	津嘉山学童クラブ	字津嘉山627(2F)	098-888-2305	
22	津嘉山うむさ学童クラブ	字津嘉山627(1F)	098-888-2305	
23	桃の木学童クラブ(R6新設)	字津嘉山14-4	090-6863-5064	
24	かなさ児童クラブ(R6新設)	字津嘉山244-1	090-1940-5141	

税務課からのお知らせ

【問】 税務課 ☎889-4413

町民税・県民税の申告準備、始めていますか？

2月中旬から町民税・県民税の申告受付が始まります。申告書類の事前準備をお願いします。

【準備するもの】

- ・収支内訳書(農業、漁業、不動産などの収入がある人)
- ・医療費控除の明細書
- ・令和5年中に支払った諸証明の証明書類(社会保険料の領収書など)

混雑緩和のためにも、上記申告書類はご自宅で作成下さい。また、ご自身での作成が難しい場合は、税理士への委託や青色申告会へ作成指導を依頼する等ご協力をお願いします。

1月は償却資産の申告月です

償却資産とは？ 土地および家屋を除く事業用資産。

申告対象者は？ 令和6年1月1日現在、南風原町内で事業を営み、償却資産を所有している法人・個人
※12月中旬頃に申告書を送付します。届いていない場合はご連絡ください。
※郵送、窓口、電子申告(eLTAX)で申告受付しています。

申告期間 1月4日(木)～1月31日(水)

償却資産

構築物	舗装路面、庭園、門、広告設備、建物付帯設備など
機器および装置	土木建設機械、太陽光発電設備 など
船舶・航空機	ボート、漁船、航空機など
車両および運搬器具	貨車、大型特殊自動車など
工具、器具および備品	パソコン、陳列ケース、看板、医療器具など

申告の対象となる太陽光発電設備

個人(住宅用)	10kw 以上
個人(事業用)	事業用は発電出力量 関係なし
法人	



家屋滅失届(オンライン申請が可能)について

【問】 税務課 家屋係 ☎889-4413

家屋を取り壊した場合は、『家屋滅失届』の提出が必要です。届出がない場合、固定資産税が課税されたままとなってしまいます。必ず提出をお願いします。

【家屋とは】 住宅や店舗、事務所、物置、車庫などの建物。

- 【届出方法】
- ①オンラインで申請 下記のアドレスにログインするか、QRコードを読み取ってログインしてください。
<https://logoform.jp/form/czw4/368015>
 - ②家屋係へ電話 取り壊した場所について、家屋係(889-4413)へご連絡ください。
 - ③書類の記入、提出 書類(家屋滅失届)を記入後、役場2階 税務課⑤窓口へ提出してください。
※書類は窓口またはホームページにて取得可能です。

【注意】 固定資産税は、毎年1月1日に所在する家屋が課税の対象となります。年度途中で家屋を取り壊した場合でも、その年の税額は変わりません。

過去に家屋の取り壊しをした方へ

過去に取り壊したが、家屋滅失届を提出していない場合は、至急 税務課 家屋係 までご連絡をお願いします。(889-4413)



オンライン申請用
QRコード



ホームページ
はこちら

沖縄皮膚科医院

八重瀬クリニック・沖縄美容クリニック
一般皮膚科、小児皮膚科、アレルギー科、美容皮膚科、形成外科

八重瀬町役場の斜め向かい、皮膚専門クリニックが開院

19:30まで診療

お仕事帰りにも開いてる

各種アレルギー検査にも対応

okinawa-hifu.com @OKINAWA.HIFU

(株)新崎不動産

代表取締役 新崎長慎

不動産業全般 沖縄県知事(1)第5149号
建設業許可 県知事許可(般-4)第14598号

土地建物の売買や宅地造成、
相続相談など、不動産の悩み事は
私たちにお気軽にお問合せ下さい!

〒901-1116 南風原町字照屋40-6
☎ 098-996-2433
営業時間 8:30~17:30

”生前贈与を考える”

税理士法人

八幡会計事務所

税理士・中小企業診断士・行政書士 八幡 繁信
税理士・行政書士 浦本 智香子

那覇市寄宮2丁目5番45号 電話(098)854-2440

津嘉山自動車学校

サンエーつかざんシティより八重瀬町向け200m
〒901-1117 南風原町字津嘉山593-1
TEL.889-5542 ☎ 0120-489052